

令和8（2026）年度 特別支援学級介助員募集要項

柏崎市教育委員会

1 募集目的

特別支援学級を設置している小・中学校で特別な教育的支援を行うための介助員を配置します。

2 名称及び身分

名称は特別支援学級介助員とし、身分は柏崎市非常勤職員とします。

3 募集人数 若干名

4 職務内容

特別支援学級介助員は、校長の命を受け、次の職務を行います。

- (1) 特別な教育的支援を要する児童生徒の自立に向けた身辺の介助
(排泄・食事・衣服の着脱・歩行等の介助、飛び出し等への対応等)
- (2) 特別な教育的支援を要する児童生徒の学習の介助
- (3) 特別な教育的支援を要する児童生徒の機能訓練等の介助
- (4) その他校長が必要と認める業務

5 任用期間

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで

（ただし、夏季休業中は勤務を要さない日とします。）

6 服務

正規職員に準じます。

7 勤務日・勤務時間・休暇等

- (1) 勤務日及び勤務時間は、原則として配置された学校の勤務日及び勤務時間によるものとし、学校行事等で振替勤務となる場合があります。（休日：原則土日祝日）
なお、配置校の希望相談はありません。
- (2) 勤務は、1日7時間30分・週5日（週37時間30分）とします。
- (3) 休憩時間は、学校の休憩時間とします。
- (4) 年次有給休暇は、「新潟県柏崎市臨時職員等に関する規則」によります。
(任用期間1か月に1日の年次有給休暇で、30分単位での取得が可能です。)
- (5) 年次有給休暇以外の休暇は、「新潟県柏崎市臨時職員等に関する規則」によります。
- (6) 研修等への参加を命ずることがあります。
- (7) 県外出張や宿泊出張はありません。
- (8) 介助する児童生徒とともに参加負担する経費(旅費相当)は、予算の範囲内で支給します。

8 報酬等

- (1) 報酬は月額とし、資格の有無に関わらず月額178,400円とします。ただし、7月、8月は日割計算となります。

- (2) 支払いは月末で締め切り、所得税、健康保険、厚生年金、雇用保険、介護保険料（40歳以上）を差し引いた額を翌月の21日（土曜日、日曜日、祝日の場合はその前日）に口座振込により支払います。
- (3) 6月、12月に期末・勤勉手当が支給されます。
- (4) 通勤手当は、距離数に応じて支給します。
- (5) その他の手当等はありません。
- (6) 労働者災害補償保険に加入します。

9 応募資格

学校教育に理解があり、特別な教育的支援を要する児童生徒の自立に向け、誠意を持って適切に対応できる方

※教職経験は問いません。

10 応募方法 《※令和8（2026）年1月6日（火）から公募》

別紙「柏崎市特別支援学級介助員採用申込書」（写真貼付）に必要事項を記入し、ハローワークの紹介状とともに、令和8（2026）年1月16日（金）午後5時【必着】までに、**柏崎市教育委員会学校教育課へ直接または郵送で提出してください。**

11 面接

令和8（2026）年1月29日（木）に柏崎市役所2階2-1会議で、順次面接を実施します。面接時刻は、後日、応募者あてに郵送で通知します。

12 採用通知

採用（内定）の可否は、令和8（2026）年2月末までに文書（郵送）で通知します。

13 その他

この募集は、令和8（2026）年度の予算成立を前提に行っております。予算成立の状況によっては変更になる場合があります。

※ この募集要項で不明な点は、下記にお問い合わせ願います。

柏崎市教育委員会 学校教育課学事保健係

〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

TEL：0257-21-2366 FAX：0257-23-0881